

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	葉山町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hayama.lg.jp/kurasu/tetsuduki/mynumber.html

執行機関名 葉山町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	葉山町小児の医療費の助成に関する条例(平成24年葉山町条例第16号)による小児の医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 葉山町小児の医療費の助成に関する条例(平成24年葉山町条例第16号)による小児の医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	葉山町小児の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	この条例は、 <u>小児</u> に係る医療費の一部を助成することにより、その <u>健全な育成支援</u> を図り、もって <u>小児の健康</u> の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		葉山町小児の医療費の助成に関する条例 葉山町小児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成24年葉山町規則第19号)